

西教人第 53 号
平成 30 年 5 月 25 日

西条市監査委員 殿

西条市教育委員会
教育長 柳 瀬 康 治 印

平成 29 年度財政援助団体監査結果報告に基づく措置通知書

平成 30 年 3 月 29 日付西監第 150 号の財政援助団体監査の結果報告に基づき、又は財政援助団体監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査対象部課等	教育委員会 管理部 人権教育課
措置の状況 ■措置を講じた ■措置を講ずる予定 □措置を講じない	
指 摘 事 項	措 置 状 況
(6) 西条市人権教育協議会に関する指摘事項 ア 事務処理等について 平成 24 年度の財政援助団体の監査時に、「事務処理規程、会計規程、給与規程がない状況であり、各種規程を整備の上、各種事務、会計等を適切に行われたい。」との指摘に関して、「平成 26 年度より協議会の体制を見直し、市雇用の嘱託職員を協議会の専従職員として対応することとしたため、新たな処理規程を設けるのではなく、市の文書事務の手引きや事務決裁規程、会計規則等の市の規程に基づき事務処理及び会計処理を行うこととし対応している。」との回答を得ているが、これらに準じていない事務処理が散見されるので、その取扱いについて徹底されたい。 (ア) 補助金交付申請等の事務について 団体から、市への請求書や補助金	(6) 西条市人権教育協議会に関する指摘事項 ア 平成 29 年度の事務処理については、市の文書事務の手引きや事務決裁規程、会計規則等に準じて処理がなされていない文書事務及び会計事務等の内容について、再度確認を行った。 平成 30 年度以降においては、市の文書事務の手引き等の規程に準じた事務処理を徹底し、適切に対応することとしている。 (ア) 教育委員会事務決裁規程に準じ、教育長を会長、課長を事務局長と読み替えて、決裁処理及び事務処理を実施す

交付申請書等の提出に際しては、組織としての決裁を取っている状況が見受けられないので、適切な事務処理を行われたい。 (イ) 会計処理に関する事務について 収入、支出伝票の様式や文言、記載事項、決裁区分等を整理し統一的な取扱いをするとともに、市の「会計規則」や「支出命令書等の作成要領」に基づいた処理をされたい。 a 旅費等の事務処理について必要な時より以前に支出命令書を作成し旅費を引き出しているが、概算払・精算の手続きをして支払処理を行われたい。 b 食糧費の事務処理について、市の会計規則等に準じて会計処理を行うのであれば「食糧費支出伺い」を作成し決裁処理を行われたい。 c 各団体等への参加資料代への請求通知書を送付する場合は、回議書による決裁処理の上、事務処理を行われたい。 イ 事業について (ア) 協議会の予算編成に関して、それぞれの費用項目において必要経費を積み上げた手法を取り、真に必要な事業費及び補助金の積算に努められたい。 (イ) 繰越金が多いが、この繰越金に関	ることとした。 (イ) 支出命令書・収入報告書の様式を改め、記載事項や決裁区分等を統一するとともに西条市会計規則等に準じた運用を開始している。 a 平成 30 年度より、旅費等については、概算払・精算の手続きをして支払処理を行うよう改めた。 b 西条市会計規則に準じて、食糧費支出伺の様式を新たに作成し、運用を開始している。 c 監査時には、協議会内部の別ファイルに回議書が綴られていることを確認できなかったため、今後は文書管理を徹底するよう改めた。 文書の決裁処理については、市の文書事務の手引き等に準じ、適切な事務処理を行っていくこととした。 イ 事業について (ア) 平成 31 年度以降の予算編成時には、それぞれの費用項目の必要経費を積み上げた手法により事業費の積算を行い、補助対象経費を精査したうえで、真に必要な補助金の積算を行うよう改める。 (イ) 繰越金発生の原因分析を平成 30
---	--

しての妥当性の検討や、発生原因の分析を行い、繰越金の必要性やその相当額についても検証されたい。 (7) 教育委員会管理部人権教育課に関する指摘事項 ア 平成 24 年度の財政援助団体の監査時に、「事務処理規程、会計規程、給与規程がない状況であり、各種規程を整備の上、各種事務、会計等を適切に行われたい。」との指摘に関して、「平成 26 年度より協議会の体制を見直し、市雇用の嘱託職員を協議会の専従職員として対応することとしたため、新たな処理規程を設けるのではなく、市の文書事務の手引きや事務決裁規程、会計規則等の市の規程に基づき事務処理及び会計処理を行うこととし対応している。」との回答を得ているが、これらに準じていない事務処理が散見されるので、その取扱いについて徹底されるよう指導を行われたい。 イ 実施事業では教育委員会と協議会との共催が多く、費用についても同一事業に市予算と協議会予算（補助金）が支出されているケースが多い。費用の分担について事業ごとに定め、補助金の対象となる経費を明確に区分し、教育委員会事業分と人権教育協議会事業分の会計処理を適正に分離し、混同することのないようにされたい。また、所管部署として関係書類を適切に整備されたい。 ウ 補助金交付事務について、補助事業等実績報告書が提出された段階で、所管部	年 7 月末までに行い、金額の妥当性や相当額について検証を行う。 また、その検証結果を基に、今後の予算を編成するとともに、平成 30 年度の予算執行においても適宜反映させていくこととしている。 (7) 教育委員会管理部人権教育課に関する指摘事項 ア 協議会専従職員に対し、市の文書事務の手引きや事務決裁規程、会計規則等に関する研修を行い、事務・会計等処理能力の向上に努めてきたが、引き続き適正な取り扱いを行うよう指導を重ねてまいりたい。 また、協議会に対し①支出命令書、収入報告書等の様式の改正及び新規作成、②決裁処理の遵守、③旅費支給方法の適正化等を図るよう指導を実施した。 今後も適時適切な事務の取扱いが行われるよう、指導してまいりたい。 イ 各種事業については、基本的には教育委員会と協議会との共催であり、継続事業における費用区分については、年度毎での取り扱いが異ならないよう、平成 30 年 7 月末を目途に運用方針を整理し、平成 31 年度以降の予算要求に反映させていく。 また、関係書類については、市と協議会双方の所管分が混同することのないよう、書類整理の徹底を図った。 ウ 補助事業等実績報告書が提出された段階で、所管部署担当者において、協議
--	---

署として補助金額が全額適正に使われているか、内容を十分審査し、補助金を確定する必要があるので、補助金の確定にかかる決裁を取っておかれない。 エ 補助金が税金その他貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないことは、補助金の交付・使用に当たっての根本であるので、団体への周知・指導を徹底されるとともに、所管部署でのチェックを徹底されたい。 オ 会計処理等については所管部署の職員が団体の支出事務にかかわっているため、団体と一体となった感があるが、事務を行うに当たっては補助金を交付しチェックする立場、補助金の交付を受け使用する立場を明確に意識し、混同することのないよう対応されたい。	会における関係書類を十分に精査し、補助金を確定させた後は、所管部署としての確定にかかる決裁を取ることとした。 エ 補助金の原資は市民の貴重な税金等であることを強く意識し、公正かつ効率的に使用しなければならないことを、協議会に対し文書にて周知・指導を行った。 所管部署としても、補助金のあり方について再度認識し、補助金の請求から実績報告に至るまで複数人体制でチェックを行い、内容を精査するとともに、疑義が生じた場合には、すみやかに協議会に確認し指導を行うなど、適正な補助金の執行に努めることとした。 オ 協議会における支出命令書・収入報告書等の決裁処理にあたっては、平成 30 年度より協議会に直接関係する職員のみが担当することとし、所管部署職員は欄外に確認印を押すことにより、事務分掌の明確な判別と適正な会計処理等の確認を行っている。
--	---